

## 「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正 のあり方」（中間案）に対する意見募集の結果概要

### 1 意見募集期間

令和元年10月9日（水）から11月8日（金）17時

### 2 意見募集の結果

（1）意見提出者数 11名

（2）意見数 16件

#### 【項目別意見数】

項目	意見数
1 条例改正の必要性等	
（1）条例制定の経緯	0
（2）条例改正の必要性	4
2 条例の改正内容（案）及びその考え方	
（1）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し	
1 産業廃棄物処理施設の設置等に係る合意形成手続の実施	
（1）義務の内容	4
（2）合意形成を図る対象者	1
（3）合意形成の成否の判断	3
（4）その他	2
2 合意形成手続を実施しない者への対応	0
（2）優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化	
1 排出事業者が産業廃棄物の処分を委託する場合の確認	1
2 産業廃棄物の県内搬入に係る届出等	0
（3）建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等	
1 解体工事の受注者（元請業者）の義務	0
2 発注者の役割	0
（4）土地所有者等への指導	0
その他	1
合計	16

### （3）ご意見に対する対応

いただいたご意見に対する県の考え方は、『「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方」（中間案）に対する意見募集結果』のとおりです。

(4) 対応状況

対 応 区 分		件数
①反映する	最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	2
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの。	4
③参考にする	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	1 1
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの。		4
⑤その他	中間案の内容以外に対する意見（①から④に該当しないもの。）	1
合計		2 2

(注) 1の意見に対し、対応区分を複数とした場合があるため、意見数と対応区分件数は一致しません。